

(玄海原子力発電所) EAL 変更前後比較表 変更箇所一覧

* 3月5日面談からの変更箇所 (網掛けは3月5日説明済)

No	EAL 番号	「玄海原子力発電所における解釈」 変更内容	反 映	備 考
1*	GE11	GE11 の戒名の変更 「原子炉停止の失敗又は停止確認不能」 ↓ (変更) 「 <u>全ての</u> 原子炉停止 <u>操作</u> の失敗」	○	電力内調整
2	AL25	AL25 の戒名の変更 「非常用交流高圧母線喪失のおそれ」 ↓ (変更) 「非常用交流高圧母線 <u>喪失又は</u> 喪失のおそれ」	○	電力内調整 今回追加された「非常用交流高圧母線喪失」の状態を考慮する記載とする。
3*	AL25	非常用高圧母線が喪失の場合の AL (SE と GE のカウントアップ開始) 判断に迷わないための補足として*を追加 (2) 全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 <u>*その後、上記設備のいずれか又は大容量空冷式発電機からの受電に成功した場合は、(2) に該当しなくなる。</u>	○	*の記載がなければ「大容量空冷式発電機が30分以内に接続」した場合にカウントアップ停止の判断に迷う可能性があるため記載を明確化する。 なお、従来の AL25 の基準である「①1つの非常用母線となり当該母線への電気の供給が1つとなり15分継続」の判断基準に該当している状態で、今回加えられた「②非常用高圧母線が喪失の場合」に該当した場合を考慮すると、必要な通報連絡の観点から①及び外電喪失3時間の基準が妥当か今後の課題とさせていただきます。
4*	EAL30 EAL31	SFP 水位の判断基準変更 AL30: 「SFP 出口配管下端」 → 「変更なし」 (TAF+約 6m) SE30: 「遮へい設計基準水位」 → 「 <u>TAF+4m</u> 」 GE30: 「TAF+2m」 → 「変更なし」 AL31: 「遮へい設計基準水位」 → 「 <u>TAF+4m</u> 」 SE31: 「TAF+2m」 → 「変更なし」 GE31: 「TAF」 → 「変更なし」	○	電力内調整 AL~GE を段階的に判断できるよう標準的な判断基準を設定。
5	EAL51	EAL51 (SE51、GE51) 記載内容の変更 「中央制御室の主盤、原子炉盤、原子炉関連盤が <u>直流電源及び計装電源からの給電停止により、操作盤</u> の全ての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能になったとき」 ↓ (変更) 「中央制御室の主盤、原子炉補助盤、原子炉関連盤の全ての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能になったとき」	○	・NRA 助言 「表示灯・警報機能等の喪失について、原因を「直流/計装電源の給電停止」に限る必要はなく、機能喪失した結果のみを判断基準にすることでよいのでは」
6	その他	EAL51 記載内容の変更 ・「中央制御室外 <u>操作盤</u> 室」 → 「中央制御室外 <u>原子炉停止盤</u> 室」 ・「原子炉盤」 → 「原子炉 <u>補助盤</u> 」	○	別表 2-5 (安全上重要な構築物系統機器一覧表) の名称と EAL51 の記載の整合
7*	その他	記載の適正化 (誤植等)	○	